

3 部料金制度の原価配分 (案)

試算条件：施設更新実施計画の事業費、企業債充当率変動型

令和6年度 第1回料金審議会

区分		D案			E案			D'案			現行制度																				
		基本料金		使用料金	基本料金		使用料金	基本料金		使用料金	基本料金	使用料金																			
原価配分		旧	更新		旧	更新		旧	更新				旧	更新																	
営業費用	人件費・修繕費等			○			○			○		○																			
	ダム管理費	○					○	20%		80%		○																			
	ダム所在市町村交付金相当額負担金	○			○			○				○																			
	減価償却費(更新施設分)		○			○			○			○																			
	〃 (当初施設分)	○			○			○				○																			
	資産減耗費(更新施設分)		○			○			○			○																			
	〃 (当初施設分)	○			○			○				○																			
営業外費用	企業債利息(更新施設分)		○			○			○			○																			
	〃 (当初施設分)	○			○			○				○																			
	雑支出			○			○			○		○																			
資産維持費	資産維持費(更新施設分)		○			○			○			○																			
	〃 (当初施設分)	○			○			○				○																			
控除	業務受託収益			○			○			○		○																			
	長期前受金戻入(更新施設分)		○			○			○			○																			
	〃 (当初施設分)	○			○			○				○																			
	県補助金(ダム管理費分)	○					○	20%		80%		○																			
	県補助金(交付金相当)	○					○		○			○																			
	その他、雑収益		○			○			○			○																			
構成団体の状況 (担当部局レベル)		賛成 (受け入れられる) 掛川市、藤枝市、御前崎市、牧之原市 意見 (島田市) 試算結果で料金体系を決めるのではなく、料金計算の考え方に基づいて料金体系を決めるべき。 (焼津市) ダム管理費は使用料金側へ配賦すべき。 (菊川市) どの案がいいかは、受水費への影響も大きいため、了解判断は難しい。			賛成 (受け入れられる) 藤枝市、牧之原市 意見 Dと同じ			賛成 (受け入れられる) 藤枝市、御前崎市、菊川市、牧之原市 反対 焼津市、掛川市 反対理由 (焼津市) ダム関連経費は維持管理費に該当するので、使用料金側へ配賦すべき。また、更新する際に撤去を行うことから撤去費も基本料金の旧側でなく、更新側へ配賦すべき。 (掛川市) ダムは7市の合意により水源として求めた基幹施設であるため、ダム関連経費は基本料金の旧側へ配賦すべき。																							
料金レベル (単位：円/m ³) ※ 税抜		期 間	R11~15	R16~20	R21~25	R26~30	R31~35	R36~40	R41~45	R46~50	R51~55	R11~15	R16~20	R21~25	R26~30	R31~35	R36~40	R41~45	R46~50	R51~55	R11~15	R16~20	R21~25	R26~30	R31~35	R36~40	R41~45	R46~50	R51~55	H29~R10	
		基本料金 更新	10.4	19.8	23.9	27.5	34.8	41.0	47.0	50.8	47.4	10.4	19.8	23.9	27.5	34.8	41.0	47.0	50.8	47.4	10.4	19.8	23.9	27.5	34.8	41.0	47.0	50.8	47.4	31.0	
		〃 旧	33.3	33.0	24.9	15.9	15.2	10.3	7.8	9.4	2.3	32.3	32.0	23.8	14.9	14.1	9.2	6.8	8.3	1.2	32.5	32.2	24.0	15.1	14.4	9.4	7.0	8.6	1.4	32.0	
使用料金	24.1	25.0	24.9	25.1	24.8	26.0	26.3	26.6	27.0	25.4	26.3	26.2	26.4	26.1	27.4	27.7	28.0	28.4	25.1	26.0	25.9	26.2	25.8	27.1	27.4	27.7	28.1				